



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 斉正組

二 氏名 齊藤正志

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字一野渡字西平山一三の七

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第八七六八号

五 取消年月日 令和五年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年四月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社不動産ラボ

二 代表者の氏名 大安多華子

三 主たる営業所の所在地 八戸市田向五丁目二一の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第三〇〇八三〇号

五 取消年月日 令和五年六月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 夏堀工務店株式会社

二 代表者の氏名 夏堀陽子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字苦米地字殿村九の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一四三〇〇号

五 取消年月日 令和五年六月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 東日本冷熱株式会社
- 二 代表者の氏名 小向貴博
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町千刈田一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇) 第五〇〇六七二号
- 五 取消年月日 令和五年六月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和五年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 総合技研株式会社
- 二 代表者の氏名 松尾淳
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一〇八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二) 第一一三八一号
- 五 取消年月日 令和五年七月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和五年六月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社アオモリ・サンド企画
- 二 代表者の氏名 山本孝浩
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字奥内字大室平一〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇) 第六〇〇二二六号
- 五 取消年月日 令和五年五月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和五年五月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年八月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社司工業

- 二 代表者の氏名 能渡篤
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大湊新町二八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第六〇〇一九〇号
- 五 取消年月日 令和五年七月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和五年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭